

安心して住める

# 医療環境

を守りましょう!!



救急医療や産科医療は昼夜を問わない過酷な医療現場であり、そこに携わる医師・看護師などの医療スタッフが厳しい勤務環境の中で対応しています。

こうした中で、医療体制の維持が困難になっている地域もあり、秩父地域も例外ではありません。秩父地域でも、病院や診療所の努力により厳しい状況の中で医療体制が維持されています。

全国的にコンビニ受診や、妊婦健診を受けずに出産するといったことが問題になっていますが、医療体制の維持のためには、住民一人ひとりが救急医療や産科医療を正しく理解し、適正に利用するという心がけと協力も必要です。

みんなで心がけて、秩父地域の医療を守りましょう!!

●「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持ちましょう

●なるべく身近な医療機関を通常の診療時間内に受診しましょう

●妊娠中は妊婦健診を受けましょう

●感謝の気持ちを持って受診しましょう

## 秩父地域の救急医療体制

初期救急医療体制と第二次救急医療体制が整備されています。

### 初期救急医療体制とは…

外来で対処できる比較的軽症の救急患者さんに対応するもので、秩父郡市医師会が運営する休日診療所と在宅当番医制や平日夜間小児初期救急があります。

### 第二次救急医療体制とは…

夜間や休日に急病やケガで入院治療が必要になる場合に対応するもので、現在、秩父地域内の3病院が輪番制で受け持っています。

※詳しくは市報「休日急患当番医」

記事や、市HP、秩父郡市医師会HPに掲載されています。

### 地域医療対策課

☎ 22-22279

## 未来の医師をサポート!

### ～秩父市医学生等奨学金貸付制度～

秩父地域の救急医療や小児医療の充実のために、将来、市立病院等で診療業務に従事する意欲のある皆さんへの奨学金貸付を新規募集します。

**貸付対象者** 将来、医師として市立病院・大滝国民健康保険診療所で診療業務に従事する意欲のある大学医学部入学予定者、医学部大学生、大学院生、研修医

**貸付要件** 保護者（父母またはこれに準ずる方）が、平成25年1月1日以前から市内に住所を有し、市税を滞納していないこと

※研修医は本人が県内在住であれば申請できます。

**募集人数** 2人程度（1人は研修医）

**奨学金の種類・貸付金額**（※金額は予算の範囲内）

①大学生入学時奨学金

・入学金相当額（平成27年度大学入学予定者に対して1回限り）

②大学生奨学金 月額40万円以内

③大学院生奨学金 月額40万円以内

④研修医奨学金 月額30万円以内

**貸付期間** 貸付決定年度の4月から、大学卒業、大学院課程修了または臨床研修、後期臨床研修修了の月まで（ただし、大学生奨学金は6年、大学院生奨学金は4年、研修医奨学金は5年が限度）

**貸付決定・開始時期** 4月下旬に書類審査・面接審査（日程・会場等は後日連絡）にて貸付を決定し、契約を締結します。その後、4半期ごとに奨学金を交付します。大学生入学時奨学金のみの貸付は速やかに交付します。

**償還の免除** 貸付を受けた期間の1.5倍に相当する期間、市立病院等に勤務したとき（ただし、貸付期間が2年未満、大学生入学時奨学金のみの貸付は3年間勤務したとき）※償還の免除をされた場合、免除された奨学金が給与所得扱いとなるため所得税および住民税が課税されます。また、奨学金は原則、無利息のため利益とみなされ、別の負担が発生する場合があります。

**一括償還** 退学・研修中止などで貸付目的を達成する見込みがなくなったときは、貸付を停止し、一定の額を一括償還していただく場合があります。

**連帯保証人** 2人（1人は保護者、他の1人は独立の生計を営む方）

**応募方法** 指定書類（市HPからダウンロード可）を郵送または持参

**受付期間** 3月19日(木)～4月8日(水)

※土・日・祝日は除く

（郵送の場合は、4月6日(月)の消印有効）

※指定書類等、詳しくは下記までお問い合わせください。

☎ 地域医療対策課 22-22279

〒368-8686 熊木町8-15